

《学校生活のきまり 7～9年生》

2024年 4月

中央校生徒指導部

☆生徒指導年間目標

①大きな声であいさつを交わそう。(あいさつ

1 登下校

用もないのに商店へ立ち寄ったり、買い食いをしたりしない

- ・登校…8：10までに席に着く。
- ・下校…部活動の活動終了時刻を守る。

2 授業・学習の取り組み

- ①保健室の利用は、保健室の決まりに従う。授業担当教諭や担任から許可書にサインをもらう。
- ②教室や部室に教科書などを置かない。(許可されたものはよい。)
- ③移動教室の時は施錠し、消灯する。(エアコンのスイッチは切らない。)

3 集会(8：10開始)

体育館への入場は、9年生は前方出入口から、7・8年生は後方出入口から無言で入場し、上履きを携行する。

4 服装について

I 標準服装

[制服A]

冬服	①学生服。上着ボタン・袖ボタンは中央校の校章入りとする。 ②学生服の下はカッターシャツとする。 ③黒・紺・茶等の派手でないベルトとする。 (幅広、布製、飾り付きのものは禁止する。)
合服	長袖カッターシャツとする。(第一ボタンは閉めなくても良い) ※袖まくりは認めるが、きちんと折り曲げて、着る。
夏服	半袖開襟シャツとする。(学校指定。校章入りとする。)

※下着は無地で透けないもの(華美でないもの) ⇒ 体操服は衛生上不可

[制服B]

冬服	①セーラー服。 ②セーラー服の下は白・黒・紺・灰の服を着用する。 ③スカート丈は膝が隠れる程度とする。
合服	①ジャンパースカートとする。 ②エンジの棒タイをつける。 ③スカート丈は膝が隠れる程度とする。 ※袖まくりは認めるが、きちんと折り曲げて、着る。
夏服	①半袖セーラー服、吊りスカートとする。 ②スカート丈は膝が隠れる程度とする。

※下着は無地で透けないもの(華美でないもの) ⇒ 体操服は衛生上不可

II その他の服装

- ①防寒着は、各部活動で統一されたウインドブレーカー（学校で許可されたウインドブレーカーも含む）、学校ジャージとする。
- ②ニット帽、ハイネック、パーカー、カーディガン系は不可とする。（着崩れしやすいため）
- ③セーター、トレーナーは無地で派手でないものを着用して良いが、襟、袖からはみ出ないようにする。
- ④マフラー、ネックウォーマー、手袋は、登下校時のみ派手でないものを使用可とする。但し、スヌードは不可とする。
- ⑤ウインドブレーカーは上着のみとする。
- ⑥スカートの下は、黒・ベージュのタイツ、ストッキングを着用してもよい。

III 髪型等

- ①染色、脱色、パーマなどの加工や特異な髪型をしない。
（ストレートパーマについては保護者と面談をして学校長が許可をする）
- ②前髪は眉が隠れる程度までとする。ただし、眉は前髪に完全に隠れないようにし、見えるようにすること。（眉が完全に隠れる場合は、黒・紺のピンを使用し、横でとめる）
- ③後ろ髪が長い場合は結ぶ。
- ④眉の加工はしない。

IV 名前札

校内では、学校指定の名前札を左胸の所定の位置につける。（3年間持ち上がり）

V 履きもの

- ①下履き…白色、運動靴とする。
- ②上履き（スリッパ）…学校指定のもの。
- ③靴下…白色の無地ソックスで、くるぶしが隠れる程度とする。（靴下は折り曲げない）
（ワンポイント、メッシュ地、ライン入り、くるぶしソックスは不可とする）

VI バック類

- ①学校指定の紺色のファーストバック（スリーウェイバック）を使用する。
- ②必要に応じて、学校指定のセカンドバックを使用する。
※部活用バック（エナメルバック）…野球部、陸上部（スポーツピア）が使用している。
- ③キーホルダーは、ファーストバックに1つ、セカンドバックに1つまで認める。（キーホルダーのサイズは拳に収まる程度とする）
- ④バック類は、所定の場所に整然と置く。
- ⑤部活用バッグやラケットなどの用具類は用具置き場に置く。（生徒昇降口前）

VII 持ちものなど

- ①水筒には名前を書き、お茶か水を入れてくる。衛生上、他人のものを飲むようなことはしない。
- ②制汗剤、日焼け止めは無香料を使用する。使用する時は人前でのエチケットを守る。
- ③タオルはハンドタオル、フェイスタオルの使用を認める。

5 環境美化

- ①無言清掃に取り組む。
- ②器物を破損した場合は、すぐに連絡をする。

6 その他の校内生活

- ①登校後、やむを得ず学校を出るときは担任や学年の先生に届ける。
- ②自転車通学生は自転車通学の誓約に従う。
- ③自転車は通学許可条件に準じた自転車とする。

- ④ベランダへ出ることを禁止する。
- ⑤携帯電話、スマートフォン、カッター、トランプ、ゲーム機、音楽プレーヤー、お菓子など、不要なものは学校へ持ち込まない。
- ⑥他の学年、学級に用があるときは、先生に伝えて移動する。

7 校外生活

- ①外出時は中学生としてふさわしい服装とする。
- ②休日の帰宅時間は冬期5時、春秋期5時半、夏期6時とする。
- ③夜間の外出は保護者同伴とする。
- ④カラオケ・ビリヤード・ゲームセンター・ゲームコーナー等への出入りは保護者同伴とする。
- ⑤生徒だけでの外泊は禁止する。（友達の家泊まりに行かない）

※変更すべき点や問題が発生した場合は、その都度職員会議で話し合い、変更・対応などを決定する。